

# 新清和寮規則類

(令和3年度版)

## 目 次

新清和寮寮生心得	・ ・ ・ ・	p 1
新清和寮管理規定	・ ・ ・ ・	p 2～5
新清和寮寮則	・ ・ ・ ・	p 6～9
新清和寮手引き	・ ・ ・ ・	p 10～14

令和3年2月

新清和寮 -OSAKA WASEDA HOUSE-

## 新 清 和 寮 寮 生 心 得

1. 決められたルール・決めたルールを守ること
2. 時間を守ること
3. 環境美化に努めること
4. 率先して挨拶に努めること
5. 他人に迷惑をかけないこと

# 新 清 和 寮 管 理 規 定

制定：平成 24 年 4 月 1 日  
最終改正：令和 3 年 2 月 26 日

(設置目的)

第 1 条 本生徒寮は、早稲田摂陵中学校・高等学校（以下、本校）が掲げるミッションである「地域社会・国際社会に貢献する人材の育成」に賛同するあらゆる地域の生徒に教育の機会を提供し、あわせて生徒自身が規律ある共同生活の体験を通して本ミッションを実現することを目的に設置したものである。

(名 称)

第 2 条 本生徒寮は、新清和寮－OSAKA WASEDA HOUSE－ と称す。

(統括責任者)

第 3 条 本生徒寮に統括責任者をおく。統括責任者は本生徒寮の最終責任者として管理運営組織を統括管理する。

(運営責任者)

第 4 条 本生徒寮に以下各号に定める運営責任者をおく。

- (1) 生徒部長および生徒部寮担当（以下、生徒部長等と総称）は、寮生の指導にあたるとともに、寮運営全般に関して、寮長・寮食堂支配人・学習サポート長並びに寮生委員会に助言する。
  - (2) 寮長は、生徒部長等のもと、主体となり、寮生会並びに寮生保護者と相互に連携し、定められた日課表に基づき各寮生の生活状況を管理する。また、各寮生の生活状況に関して生徒部長等に報告を行い、指導が必要な寮生については生徒部長等をサポートしなければならない。
  - (3) 寮食堂支配人は、生徒部長等のもと、主体となり、食堂運営全般を管理し、また寮生の衛生および栄養に配慮して、食生活全般についてサポートする。
  - (4) 学習サポート長は、生徒部長等のもと、主体となり、寮生の夜間学習に関するサポートを行う。また、必要に応じ、生徒部長等および保護者と連携し、寮生を指導する。
2. 前項に定める各運営責任者の業務のうち、統括責任者が外部への委託を適切と認めた業務については、学校法人早稲田大阪学園理事会に諮り、業務委託することができる。

(寮医)

第 5 条 本生徒寮に寮医をおく。寮医は月 1 回以上寮を訪問し、寮生の心身の健康について掌握して指導する。

(学校事務室)

第 6 条 本校事務室（以下、事務室）は、以下各号に定める本生徒寮の管理業務を行う。

- (1) 事務室は、入退寮に関わる事務処理と、第 8 条に定める寮費等の出納に関する業務を行う。
- (2) 本校事務長（以下、事務長）は、統括責任者の指示の下で、本生徒寮の保全・営繕に関するサポート体制を確立する。

(入寮許可)

第 7 条 次の（1）または（2）の条件を充たし、かつ、（3）から（6）の全ての条件を充たしていることを条件に、統括責任者は本生徒寮への入寮を許可する。

- (1) 早稲田摂陵高校への入学予定の者または当該高校に学籍がある者
- (2) 早稲田摂陵中学校・高等学校への入学予定の者または当該中学・高校に学籍がある者のうち自宅もしくは保護者の居住地から本校スクールバスの発着場所まで1時間半を超える者
- (3) 心身ともに共同生活が可能な健康状態である者
- (4) 本規定および「寮則」「寮生心得」「寮生手引き」の内容について保護者とともに理解・同意したうえで、「入寮誓約書」を提出した者
- (5) 「入寮許可願」、「寮生原簿」ならびに「成績に関する同意書」を、本校の指定日までに提出した者。本校に学籍がある者については、原則として入寮希望日の2ヶ月前応当日を指定日とする。
- (6) 統括責任者が許可した者  
 なお、入寮希望者が定員を超えた場合は、別に定める基準を参考にして統括責任者が許可をする。

#### (寮費等)

第8条 寮生保護者は以下各号の費用（以下、寮費等と総称）を負担しなければならない。

- (1) 入寮費：120,000円
- (2) 寮費：個室65,000円<月額>、4人部屋57,000円<月額>
- (3) 食費：通常食28,500円、増量食31,500円<月額・税込>
- (4) 寮生会費：2,400円<年額>
- (5) 冷蔵庫電気代：300円<月額>、ただし対象者より年度分一括徴収
- (6) 夜間学習（TOMAS）サポート費、その他の実費：別途徴収

#### (寮費の計算)

第9条 本生徒寮は、毎月1日に在籍している寮生に対し、退寮願が提出されていない限り、翌月分の寮費および食費を請求する。

2. 寮費および食費の徴収は、毎月27日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、本校へ届出済の学費引落口座から銀行口座振替の方法で行う。
3. 口座残高不足等で引落不能となった場合は、寮生保護者は速やかに、本生徒寮が指定する方法で寮費および食費を支払わなければならない。
4. 食事のコースは、定められた期日までに変更届を提出することにより、学期毎に変更することができる。

#### (学校との連携)

第10条 本校と本寮の間で定期的に連絡会を開催する。また、必要に応じて、寮長および学習サポート長は、生徒部長等と情報を共有し、寮生のサポートにあたらなければならない。

#### (各種届出・許可願等の管理)

第11条 各種届出・許可願等は、「新清和寮手引き」に定められた保管責任者が、当該寮生の退寮後3年が経過するまで保管する。

#### (寮生委員会)

第12条 本寮に、全寮生で構成される自治活動組織として寮生委員会をおく。

2. 寮生は、寮生心得・寮則・手引き等に則り、生徒寮の共同生活を意義あるものとするため、生徒部長等および寮長によるサポート・助言のもと、積極的に寮生委員会活動に参加協力しなければならない。

#### (一時帰宅)

第13条 寮生が、インフルエンザまたは伝染病等に感染した場合、寮長は一時帰宅を命ずることができる。

2. 寮生が、心身の健康状態に起因し、通常の登校が困難となった場合、統括責任者は、本校と協議のうえ、一時帰宅を命じることがある。
3. 前2項の場合、帰宅行程については病状等に応じ、保護者および医師等と相談のうえ検討するものとする。

(希望による退寮)

第14条 退寮を希望する場合は、少なくとも1ヶ月前までに統括責任者の承認を得るものとする。  
なお、退寮した場合、原則として再入寮は許可しない。

2. 退寮日は、原則各月の末日とする。月の途中で退寮する場合でも、寮費等の払い戻しはしない。

(法令違反による退寮)

第15条 統括責任者は、寮内において飲酒（いわゆる「ノンアルコール飲料」を含む。）ないし喫煙（電子タバコ等を含む。）等法令に違反した者には退寮を命ずる。

(懲戒としての退寮・一時退寮)

第16条 統括責任者は、高校生である寮生が、以下各号のいずれかに該当した場合は、一時退寮を命ずる。また、当該行為を3回行なった場合は退寮を命ずる。

- (1) 寮関係者の指導に対して、暴言または暴力行為を行なった者
  - (2) 金銭の貸し借りを行った者
  - (3) 他の寮生不在居室に侵入した者
  - (4) 消灯後に他室訪問を行なった者および訪問された部屋の者
  - (5) 移動通信機器に関する取り扱いについて寮長・寮スタッフの指示にしたがわない者
  - (6) 再三の注意を行なったにもかかわらず、事前の手続きなく門限を破った者
2. 前項各号に該当した寮生が中学生の場合は、統括責任者は、改善が見込まれない場合に退寮を命ずることがある。

(本校との連携による退寮・一時退寮)

第17条 統括責任者は、寮生が以下各号のいずれかに該当した場合は、本校と連携のうえ、一時退寮または退寮を命ずることがある。

- (1) 本校において停学・退学の処分を受けた者
- (2) 寮生または本校生に対していじめを行なったと認められた者
- (3) 不適切な交友・行動があった者
- (4) 「入寮誓約書」に違反した者
- (5) 寮則、手引きまたはその他寮に関する規則類に違反した者
- (6) 寮生活の秩序を乱した者
- (7) 遅刻・欠席が常態化する傾向のある者
- (8) その他共同生活に適しない行為をした者
- (9) 保護者が第4条に定める寮費等を指定期日までに入金しなかった者

# 新 清 和 寮 寮 則

制定：平成 24 年 4 月 1 日  
最終改正：令和 3 年 2 月 11 日

## (総 則)

第 1 条 本寮則は、新清和寮管理規定に基づき、寮生相互の協力と責任において規律ある共同生活をおこなうために定める。

## (閉寮期間)

第 2 条 学校法人早稲田大阪学園の休業期間を閉寮期間とし、当該期間内は全ての寮生の在寮を禁止する。

## (時間厳守)

第 3 条 日課は、本寮則の別表に定める日課表による。日課表に定められた時間は厳守しなければならない。

## (時間遵守の例外)

第 4 条 以下各号の理由により、前条に定められた時間を遵守できない場合は、寮長に連絡しなければならない。また、寮生から連絡を受けた寮長は、寮食堂支配人および学習サポート長に連絡しなければならない。

(1) 早稲田摂陵中学校・高等学校（以下、本校）の行事、もしくは本校が認める部活動による場合

学年主任または部活動顧問は、生徒部を通じ、遅くとも前日までに、所定の許可書を寮長へ提出しなければならない。

(2) 体調不良等の場合

寮生は、寮長へ連絡しなければならない。

## (他の居室訪問の禁止)

第 5 条 寮生は他の寮生の居室を訪問することを禁ずる。ただし、当該居室の寮生が在室しており、かつ消灯時間外で寮室の扉を開放している場合は、その限りではない。

## (遅刻・欠席連絡)

第 6 条 本校への遅刻・欠席の連絡は、寮長が、本校事務室を通じ、当該寮生の担任へ行なうこととする。寮長は、その連絡内容を記録する。

## (体調不良)

第 7 条 体調を崩しもしくは怪我をした寮生は、速やかに寮長に報告しなければならない。寮長は、その報告内容を寮医および本校保健室と共有したうえで記録する。

## (通院)

第 8 条 通院は、各寮生が自ら行なうこととし、移動に掛かる費用を含め自己負担とする。但し、寮長が病状等を総合的に判断し、寮長もしくはその指定する者が病院へ付添うことがある。

## (外 出)

第 9 条 寮生が外出する場合は、外出簿に所定の事項を記載し、寮長の許可を得なければならない。なお、本校教職員もしくは保護者等が同行し、かつ事前に所定の許可を受けている場合を除き、門限までに帰寮しなければならない。

## (外 泊)

第10条 原則、帰省以外の外泊は禁止する。但し、次の各号に該当し、所定の手続により承認された場合はその限りではない。

- (1) 本校の学校行事や部活動等で、本校教職員が同行する研修旅行もしくは合宿等の場合
- (2) 保護者等が、学校行事に参加もしくは参観するために、茨木市またはその近郊に宿泊する場合
- (3) 保護者等が、懇談またはそれに準ずる用件で来校し、茨木市またはその近郊に宿泊する場合
- (4) 本校の規則に基づいて認められた旅行の場合

(帰省)

第11条 以下各号に該当し、所定の手続きにより承認された場合は、寮生の帰省を認める。

- (1) 連続する学校休暇日等、登校に支障のない場合
- (2) 第2条に定める閉寮期間
- (3) 慶弔等やむを得ない事由が発生した場合
- (4) 3親等以内の親族宅に宿泊する場合。ただし、保護者の確認を要する。

(貴重品管理)

第12条 寮生は、金銭および自らが貴重品と考える物品について、自己の責任で管理することとし、寮としての管理は一切行わない。ただし保護者の要請に基づき、中学生の小遣い、もしくは健康保険証等の貴重品を寮長が保管することがある。

(金銭管理)

第13条 寮生は、金銭について適正かつ計画的に支出するよう努めなければならない。  
中学生は、小遣いの出納帳を作成し、寮長が出納確認を行うことがある。

(持込禁止物)

第14条 別に定める物品の、寮内への持ち込みを禁じる(以下、持込禁止物)。寮内にて持込禁止物が発見された場合、寮長はこれを強制的に収用し、保護者、生徒部長および生徒部寮担当へ報告のうえ、適切な処置を行なう。

(持込許可物)

第15条 別に定める物品について、保護者が必要と認め、所定の手続きにより統括責任者の許可を得た場合は、寮内への持ち込みを認める(以下、持込許可物)。但し、指定の規格外のものを持ち込んだ場合は、その許可を取り消し、保護者へ返却することとする。

2. 前項により持込み許可を受けた物品が移動通信機器等で、以下各号に該当した場合は、寮長は許可を取り消すと共に、直ちに当該機器を没収する。
  - (1) 使用が認められた時間外に使用した場合
  - (2) SNS等で寮内秩序を乱す行為を行なった場合
  - (3) 寮スタッフもしくは本校教員の指示に従わなかった場合

(施設・備品利用)

第16条 本寮の施設・備品の利用時間は別に定める。時間外利用は認めない。

(破損・紛失)

第17条 寮の備品を破損・紛失した場合、寮生は、直ちに寮長に報告し、速やかに破損・紛失届を提出しなければならない。

2. 前項において、故意または寮則違反に準ずる行為が原因である場合には、個人負担にて原状を回復しなければならない。

(寮生への面会)

第18条 寮生への面会は原則禁止とする。但し、次の(1)から(3)号の何れかに該当した場合は、次の(4)ないし(6)号の全てを前提として、これを認める。

- (1) 保護者またはそれに準じた者が、学校行事に参加もしくは参観する場合
- (2) 保護者またはそれに準じた者が、保護者懇談またはそれに準ずることで来校する場合
- (3) その他、寮長が認めた場合
- (4) 保護者が事前に寮長に連絡すること
- (5) 保護者が身分を証明するもの(運転免許証、健康保険証、学校支給のネームプレート等)を寮長に提示すること
- (6) 寮長が指定した場所で面会すること

(卒 寮)

第19条 早稲田摂陵高等学校の卒業をもって、卒寮とする。



## 日課表

		登校日	土曜日	休日
起床		6 : 45		7 : 00
朝食		7 : 00 ~ 8 : 10		7 : 00 ~ 8 : 15
朝点呼	中学生	7 : 30		(実施しない)
	高校生	7 : 30 (高1の5月末まで)		
洗濯サービス受付		8 : 00まで		
登校		8 : 00		—
昼食		(生徒会館内食堂)		11 : 30 ~ 13 : 30
入浴	16 : 30 ~ 20 : 00		16 : 30 ~ 22 : 00	
	22 : 20 ~ 23 : 00		22 : 20 ~ 23 : 00	
夕食		18 : 00 ~ 20 : 00		
帰寮 (門限)		19 : 00		
夜間学習	20 : 10 ~ 21 : 00		(自主時間)	
	〈10分休憩〉 21 : 10 ~ 22 : 00			
夜点呼		22 : 10		
消灯		23 : 15		

\* 8時以前に登校する場合は、寮事務所に声をかけること。

\* 体調不良等により遅刻して登校する場合は、寮事務所に声をかけること。

\* 警報発令等による臨時休校日や学校の定める自宅学習日は、登校日の日課表に準ずる。

\* シャワー室は、起床時刻から消灯時刻の間、他の日課の妨げにならない範囲で使用しても良い。

\* 高校3年生は、所定の許可を受ければ、自室で学習を行なっても良い。

\* 高校生は、所定の許可を受ければ、消灯・就寝時間後に自室で学習を行なっても良い。

\* 消灯後は、トイレ・洗面以外自室を出ることを禁止する。

\* 自主時間は、学習を行なっている寮生の妨げとなる行為を行なってはならない。

\* 土曜日の放課後および日曜日は、自習・部活動・自由時間とする。

\* 寮内 Wi-Fi 設備の利用時間については別途定める。

# 新 清 和 寮 手 引 き

制定：平成 24 年 4 月 1 日  
最終改正：令和 3 年 2 月 26 日

## 1. 基本方針

- (1) 中学生：個々の成長過程にあわせて丁寧にサポートを行ない、寮生心得に即した集団生活の態度を身につけさせることを目標とする。  
そのためには保護者の皆様のご協力が不可欠であることをご理解ください。
- (2) 高校生：自己責任を前提とするため、生活環境は整えますが、個々の生活については自己管理となります。保護者の皆様におかれましては、寮生が寮則などに違反した場合は、即時、厳しい処分となることをご理解ください。

## 2. 寮生心得

寮生は、寮生心得を基本信条とし、日々の寮生活を行うこと。

## 3. 日課について

新清和寮寮則別表に定められた時間を厳守すること。やむを得ない事由がある場合は、所定の手続きを行って、承認を受けること。

## 4. 点呼について

- (1) 点呼は、在寮状況と寮生の体調を確認するために行うものであり、やむを得ない事情がない限り、必ず参加すること。
- (2) 点呼は原則として食堂で行なうが、寮長の指示に従うこと。

## 5. 登校について

点呼終了後、制靴を着用し速やかに登校すること。8時前に登校する場合は、寮事務所に理由を告げてから登校すること。

## 6. 登校日の帰寮について

登校後は、学校からの連絡がない限り、所定の下校時刻までの間は帰寮を認めない。

## 7. 在館ボードについて

- (1) 寮生は、登校時や外出時には自らの名札を裏返し（黄色）にし、帰寮時には表（白色）に戻す。  
帰省時など当日中に帰寮しない場合は、自らの名札を受付に預ける。
- (2) 郵便や宅配便が届いたときは、在館ボードで知らせる。

## 8. 居室について

- (1) 居室は常に整理・整頓・清潔に努めること。
- (2) 壁・備え付けの備品に落書きなどを行なわないこと。
- (3) 入寮時・退寮時・卒寮時・部屋替え時には、寮生は寮長と共に居室内の汚損状況について確認し、当該寮生が責を負うべき汚損が発見された場合は原状を回復すること。
- (4) 他の寮生の居室への訪問は禁止する。ただし、当該居室の寮生が在室しており、消灯時間外で、寮室の扉を開放している場合をのぞく。
- (5) 居室ドアの眼隠しは禁止する。
- (6) 登校・外出・食事・風呂・夜間学習など、一定の時間以上居室を空ける時は、必ず電灯およびエアコンを消し、施錠すること。
- (7) 寮長は、寮生の防犯・安全・衛生管理などのため、登校後帰寮までの間少なくとも日に1回各居

室を点検する。

- (8) 寮長は、週1回、禁止品などの持込について点検を行なう。

## 9. ICカード鍵の取り扱いについて（女子生徒のみ）

- (1) 入寮時には、寮生は受領証と引き換えに、寮長からICカードと居室鍵を受け取ること。
- (2) 寮外扉や寮内制限区域扉の開閉に必要であるため、常に自己で管理し、携行すること。
- (3) 卒寮時もしくは退寮時には、寮長に返却すること。
- (4) 紛失もしくは毀損した場合は、ただちに寮事務所へ連絡し、所定の手続きを行い、再発行を受け取ること。
- (5) 寮生の過失により紛失もしくは毀損した場合の再発行費用（2,000円）は本人負担となる。

## 10. 居室鍵の取り扱いについて

- (1) 入寮時もしくは部屋替え時には、寮生は受領証と引き換えに、寮長から居室鍵を受け取ること。
- (2) 登校を含む外出時は、寮事務室に居室鍵を預け、帰寮時に受け取ること。
- (3) 寮内では、自己で管理すること。
- (4) 卒寮時、退寮時もしくは部屋替え時には、寮長に返却すること。
- (5) 紛失した場合は、ただちに寮事務所へ連絡し、所定の手続きを行い、再発行を受けること。
- (6) 紛失した場合、取替え工事費を含む一切の費用は本人負担となる。

## 11. 食事・食堂の利用について

- (1) 朝食・昼食（休日）・夕食は、日課表に定める時間とする。ただし、学校行事や部活動などで利用時間内に食事が摂れない場合、寮食堂支配人が指定する時間を限度として、前日の夜点呼までに食事の取り置きを依頼することができる。
- (2) 各自のネームプレートを所定の場所に入れ、食事を行うこと（喫食状況の確認を行うので、ネームプレートを所定の場所に入れない者に食事の提供はできない）。
- (3) やむを得ない事由で、朝食・昼食・夕食を欠食する場合は、一週間前までに所定の手続きを行なうこと。体調不良の場合は、この限りでない。
- (4) 休日の昼食を欠食とする場合は、一週間前までに、寮食堂支配人に所定の用紙で届出を行なうこと。体調不良の場合は、この限りでない。
- (5) 食事中の携帯電話・スマートフォン・タブレットなどの使用は厳禁とする。
- (6) 食堂利用時間内での談笑などは認める。
- (7) 食事・食器などを食堂から持ち出さないこと。持ち出して返却しない場合や破損した場合は、その代金を請求する。
- (8) 食堂内で食器などを破損した場合は、すぐに寮食堂支配人に申し出ること。

## 12. 風呂・シャワー室の利用について

- (1) 入浴・シャワー室の利用は、日課表に定められた時間内とすること。
- (2) 石鹸・シャンプーなどは各自で用意し、各自の部屋で保管すること。
- (3) 浴室に私物は置かないこと。
- (4) 浴槽にはかけ湯を行ってから入ること。
- (5) 浴槽内でタオルを使用しないこと。

## 13. 洗濯サービス・洗濯室の利用について

- (1) 洗濯サービスの利用は、日課表に定められた依頼時間を守ること。但し、毛布・部活動ユニフォーム・ウール製品・ドライクリーニング専用の製品・色落ちする物・洗濯表示がないものは、洗濯サービスの利用が出来ない。
- (2) 洗濯室を利用し、自己で洗濯する場合は、新清和寮寮則別表に定められた利用時間内で行なうこ

と。

- (3) 洗濯物は、必ず洗濯ネットに入れて洗濯すること。
- (4) 洗濯機や乾燥機は大切に扱うこと。
- (5) 下着類を、屋外に干さないこと。
- (6) 洗濯の終わった衣類を洗濯機や乾燥機に放置しないこと。また、仮に放置してあった場合は寮事務所に連絡し、寮生が勝手に動かさないこと。

#### 14. 談話室の利用について

- (1) 寮生間の親交は談話室で行なうこと。
- (2) 談話室の利用時間は、寮長が認めた時間とし、その時間を厳守すること。
- (3) 談話室は、寮生各自が清潔に保つこと。

#### 15. 共同自習室の利用について

- (1) 共同自習室の利用は、日課表に定められた起床時刻から就寝時刻の間とする。
- (2) 共同自習室では、他の寮生の学習を妨げる行為を行なわないこと。
- (3) 共同自習室では、飲食物その他学習の妨げる物を持ち込まないこと。

#### 16. 郵便・宅配便について

- (1) 郵便物・宅配物は寮事務所で受け取ること。
- (2) 冷凍・冷蔵・代金引換・着払いなどで荷物を寮に送付しないこと。ピザなどの飲食物のデリバリー・宅配・出前は禁止する。
- (3) 寮に届いた荷物が、持込禁止物や持込許可物である可能性がある場合、もしくは中身が不明な場合は、寮生に開梱を命じることがある。

#### 17. 帰省・外泊について

- (1) 出発の1週間前までに、寮事務所に「帰省・外泊・門限延長願」を提出し、許可を受けること。
- (2) 学生割引証が必要な場合は、必要とする1週間前までに「学生割引証発行願」に必要事項を記載し、寮事務所に提出すること。
- (3) 1週間前までに欠食の手続を取ること。(11. (3)参照)
- (4) 旅行の場合は、学校で定められた手続を取ること。

#### 18. 携帯電話・スマートフォン・パソコン・タブレットなどの通信機器について

- (1) 寮則上、移動通信機器（携帯電話・スマートフォン・パソコン・タブレットなど）の、寮への持ち込みは原則禁止されているが、保護者が必要と認め、所定の手続きにより統括責任者の許可を得た場合は、持ち込むことができる。
- (2) 持ち込みの許可を受けた移動通信機器のうち、携帯電話・スマートフォンなどの無線通信を主用途とする機器については、23:00に回収し、翌日の下校時に返却する。ただし、高校1年生の6月以降については、自己管理を前提に回収しない。また、複数台の持ち込みは禁止とする。
- (3) 前号以外の移動通信機器（パソコン・タブレットなど）に関する使用場所・時間・保管場所などは、持ち込む目的や用途に応じ、持ち込み許可時に統括責任者が個別に指定する。また、複数台の持ち込みは禁止とする。
- (4) 寮則に違反した使用や寮長の指導に従わない場合は、ただちに没収し、保護者へ返却する。なお、没収・返却時における当該機器類の故障・破損などについて、本寮は一切責任を負わない。
- (5) 寮生は、別に定めるガイドラインに従い、定められた時間内に定められた区域内において、寮内Wi-Fi設備を利用することができる。

#### 19. 自転車について

- (1) 自転車を持ち込む場合は、傷害保険・損害賠償保険に加入の後、防犯登録番号など必要な事項を

寮長に届け出て、持込み許可を得なければならない。

- (2) 持込み許可を受けた自転車にはステッカーを貼り、必ず指定された場所に駐輪すること。
- (3) 利用については、交通法規のみならず、本学園・本校の規則・指示に従うこと。

## 20. 各種手続きに関する届出・許可願について

新清和寮手引きの別表を参照し、必ず所定の用紙で手続きを行うこと。

### 21. 寮生保護者の皆様へのお願い

- (1) 「新清和寮管理規定」「新清和寮寮則」「寮生心得」「新清和寮手引き」の内容についてご理解をお願いします。
- (2) 郵便物などを送る場合の宛先

〒567-0051

大阪府茨木市宿久庄 7-20-1 新清和寮〇〇号室【部屋番号】

電話番号 072-629-9003

摂陵 太郎【寮生氏名】

- (3) 寮生への連絡、寮生活に関するお問い合わせについて  
(新清和寮事務所) 電話番号 072-629-9003  
FAX 番号 072-641-9239  
寮における学習相談について  
(スクールTOMAS) 電話番号 072-629-9004  
寮費関係のお問い合わせ、入退寮手続きについて  
(学校事務室) 電話番号 072-643-6363
- (4) 持参品については別表1をご参照ください。集団生活となりますので、他の寮生の物と識別できるように持ち物に記名をお願いします。
- (5) 小遣いの金銭は中学生・高校生として常識の範囲で必要最低限度額としてください。
- (6) 寮生への面会は、原則禁止ですが、寮則第18条(学校行事・保護者懇談など)に該当する場合は、前日までに寮長へ、希望日時などをご連絡ください。時間や場所などは調整させていただく場合がございますので、その際はご了承願います。また、来寮の際には、身分証明書もしくは本校支給のネームプレートをご提示願います。
- (7) 点呼に参加しない寮生の保護者様には、ご連絡する場合があります。
- (8) 寮生の外泊・帰省については、寮スタッフより電話などで直接ご確認させていただきます。
- (9) 事前の届出が無く、寮生が門限までに帰寮しない場合は、保護者様へご連絡する場合があります。

寮室内設置	学習机・椅子・スタンドライト ベッド・寝具*1 クローゼット・チェスト カーテン・室内照明・エアコン
持参すべき物	学校制定用品（制服・運動服・靴など） 学習用具（教科書・副教材・参考書・文房具など） 常備薬・体温計・健康保険証 衣類・ハンガー・靴類・雨具 室内履き（寮内用） 目覚まし時計 清掃用具（雑巾・自室用モップ・ゴミ箱） 洗面用具（シャンプー・石鹸など） 洗濯用品（洗剤・洗濯ネット・ハンガーなど）
持込許可物	冷蔵庫（一辺 50 c m以内・各自 1 台まで） 携帯電話・パソコンなどの移動通信機器（使用制限もあります） 自転車（各自 1 台まで、屋内持込禁止） ドライヤー（各自 1 台まで）*2
持込禁止物	クレジットカード 映像機器（テレビ・DVDプレーヤー・BDプレーヤーなど） ゲーム機器およびそれに準ずる物 大きな音が出たり場所をとる楽器（ピアノ・エレクトーン・ドラムなど） 火を使う器具（ストーブ・蚊取り線香・ガスコンロなど） 電熱機器（湯沸しポット・電気こたつ・電気温風機・電気ストーブ・電気毛布・電気アンカなど）*3 刃物類（学校での使用を目的とし、特別の許可を受けたものを除く） その他周囲に迷惑を掛ける恐れのあるもの（ペット・昆虫類など）

\*1 マットレス・敷布団・シーツ・掛布団・夏用掛布団・毛布・掛け布団カバー・枕・枕カバー  
リネン類は2週間に1度交換、布団類は夏・冬で交換します。

\*2 1500W以上のドライヤーを居室で使用した場合、居室のブレーカーが落ちる可能性があります。

\*3 加湿器を持ち込む場合は、過加湿によるカビ発生や、機器内部の雑菌繁殖のおそれもあるため、自然気  
化式などとしてください。室内の状況や寮生の管理状況次第では撤去することもあります。